

## 第1セッション第2報告

### 大学国際法教育シラバスと教科書の比較検討

#### —日中韓を例に—

立命館アジア太平洋大学：薬師寺 公夫

<薬師寺>

薬師寺と申します。よろしくお願ひします。おそらく時間を超過するので、途中でサド  
ンデスを宣告していただければと思います。

このテーマに取り組んだきっかけは、そんなに学術的なものではありませんし、これか  
らお話しすることも、それほど学術的ではないので、日本学術会議で報告するのは、やや  
気が引けるのですが、むしろこの中から課題がたくさん見つかったということだけが、一  
つの特徴かもしれません。シラバスもその一つの例なのですが、今、国際標準化とか、基  
準化というのが教育で言われます。実はAPUのほうでも、経営学部のほうで、アメリカに  
ある The Association to Advance Collegiate Schools of Business (AACSB) という基準の  
アクレディテーション (accreditation) を取りに行こうとしているのですが、ここに書い  
ているように、全部で23の審査項目があって、文科省には許認可がありませんので、アメ  
リカでは、自分で5年ごとに全部サイクルしながらそれを維持していかないといけない。  
その基準項目がここに書いています。各大学、Mission Statement をきちんとおこなって、  
それに基づいてすべてを陣立てするという、そういう中身なのですが、非常に我々が悩ん  
でいますのは、一つはこの10番の赤字になっている、Faculty Qualifications というもの  
で、これおそらく唯一の基準になるところかなと考えています。Mission Statement だから、  
かなり自由にやらせてくれるのですが、ただ、この Faculty Qualifications というのは、  
AQ (Academic Quality) と PQ (Professional Quality) というのがあり、Academic Quality  
というのは、教員の総数の50%以上、それからAQとPQを加えて両方で90%以上、others  
は10%以下にちゃんと縮めないといけない。AQというのはドクターを持っているという  
ことが、当然の原点になるのですが、5年間に2本の査読付きの論文が必要となります。各  
先生方に全部出してもらったら、みんな査読付きと思っているんだけど、本当に査読かど  
うかという判断は非常に難しく、これを審査されていくと日本で本当に取れるのかなと  
我々も暗澹たる思いをしながら挑戦しているわけです。これは何もアメリカだけじゃなく  
て、ヨーロッパにも**エクス**というものがあります。経営学ではこういうものがあって、進  
んでいるんですが、法学はあまりこういうことを聞かないわけですね。ただこの中でやろ  
うとしているもう一つの Quality というのではなくて、Assurance of Learning というもの  
は我々も感じるころがありまして、学生の教育、院生の教育をどういうふうに**摂理**とし  
て担保していくかということ、アメリカの場合は「この授業で何と何の力を(つけられ  
るか)」というものを書いて(そんなもの簡単に言えるのかと思うのですが)、「総合的に全  
科目で何ができる」ということを、一応、さも本当らしくきちんと書いて説明しなければ

ならない。それがいろいろなところからピア・レビューという形で質問を受けてそれに答えていく。こういうことを3年間トライアルで毎年 Annual Report を書いて、3年経つと何とかゴーサインが出ると〇〇大学から審査にやってきて、それで審査をして2年ぐらいでとれたらということが繰り返されていくという状況になっております。

さっそくシラバスにいきなり入っていくのですが、例えば International Law Syllabus と Google で検索すると、だいたい 50~60 はさっと出てきます。だいたいアメリカのものが中心でイギリスはなかなか見にくいですね。それからインドとかシンガポールの大学が出てきます。日本も最近、英語で書かれている先生がおられるので、ここにおられる先生の名前もいくつか見たものがありますが、やはり、アメリカの場合、国際法は基本的に Law School でおこなわれますし、当然単位が違い、3単位でやっています。ただし、よく分からないのは、ここではウォッチャーのものが見つかったのと、バージニアのものが見つかったので、週1回ではなく、3単位のもので週2回ないし週3回やっています。驚いたのは、意外と時間が短いということです。APU では、90分を95分にして喜んでいるのだけれども、これだけの時間に学生は耐えられないのか、それともしっかりとやるためにこういうやり方をしているのか、60分とか75分といった時間が結構あります。ウォッチャーの場合は、計25回の授業を組んでいますし、バージニアの場合は42回の授業を組んでいる。日本の場合は、2単位ものと4単位もの、だいたい90分として比較すると、こういう時間差が出てくる。やはり単位が応分になってしまう。それから、やはりアメリカの場合、Reading Assignment、これは皆さんの方にいちいち言いませんけれども、一例として、1レッスン当たりがどれだけ読んでこないといけないか、読んでいるのが前提になっているかという一つの例です。これは必ずしもすべての時間がそうだというわけではありません。その時に、Black Board を使ったり、先ほどの森田先生の中にも出てくる電子のやつですね。これはもっと学生との交換でやっているとか、それから TA の活用が非常に盛んです。それから、評価方法も、このフレッチャーの場合は最終試験、closed-book (クローズドブック) ですから、持ち込み不可ということなんでしょう。そういうことで、更にただ優秀な人は、その成績をもとにするけど50%追加で受けるというようなことを言っています。

それから、これがおそらく Law School ということになるだろうと思うのですが、学部教育としての International Law で探していたら、何にもないと言ったら怒られますけど、Drake University で、いわゆる Liberal Arts としての国際法というものがありません。計29回で組んでおりますけれども、1月から5月、アメリカも月が決まっているかと言うと、だいたい決まっているのですが、必ずしもそうではなくて、結構、フレキシブルに対応しているようです。ここは、あくまで Liberal Arts と言うのですから、国際法プロパーの法技術を教えるのではないと。あくまで国際政治とか国際関係の中に法がどれだけを占めるかということ念頭においてやるのだということを言っておきまして、3回試験、これが60%で小論文2本とプレゼンテーション、これが40%という成績の付け方も少し違っているようです。アメリカでは、だいたい評価がA、これを細かく分けてA+にするところもあ

りますが、ABCDF が非常に多いということと、それからソフトも発達しておりますが、いわゆる剽窃ですね。これが非常に厳しい対応で望んでいるというのがよくわかると思います。それから、時間がないので、簡単に飛ばしますけれども、講義対象にどれだけの時間を使っているかということも、結構、多様性があると思います。

ただやはりアメリカなのか、武力の行使、紛争状況における国際法というのは、例えば、バージニアの場合は、全体 42 回のうちの 7 回、1/6 がこれに割かれている。フレッチャーの場合でも、25 回のうち武力の行使に関するものに 8 回割かれているというふうの一つの特徴が出ているのではないかと思います。

気づいたことと言えば、**Liberal Arts** のほうは、もう少し緩やかと言いますか、技術ということではないので、ここに書いているような国際法とは何かとか、国際法の行為**主体と****いったことを講義し**、その間にも学生には、2 回ほどは、時間を空けて小論文を準備させるように指導していく。1 回はテストをおこなう。それから領域問題とか、国際交流、プレゼンや小論文準備が、この中に入っているのが一つの特徴かと思います。

さて、アジアのほうはどうかということなのですが、中国は、結論的に行くと、やはり司法試験の影響が大きいなというふうに、私が感じたということで、これを最後に持ってきたのですが、中国では、**Google** ではあまり入っていけないので、学生に「何を見ているのか」と聞いてみたところ、「百度 (バイド)」というサイトを見えています。これが情報源になっているようで、私も見てみましたが、中国語はわかりませんので、学生に側にいてもらいまして、おおよその意味を把握しました。それによると、**中国人民共和国司法公試**が、2002 年に 2 つの試験を統合して、現在の国家統一試験になって、毎年 9 月に行われています。ちょうど今頃、年度の色々な発表がされているようです。ここに書いてあるように、試験科目が 1、2、3、4 とあって、これが各 150 点、計 600 点だろうと思います。読んでいる限りはそういうふうになっているということで、結構、幅広い知識を問うているなという気がいたします。最後の試験 4 が案例、おそらくこれは問題形式の、一つの模擬問題を作って、それに答えるというような問題ですが、主要文例論述というのがあって、択一が 1、2、3 の中にあります。択一というのは、1 問だけ正解というのが 50 問、各 1 点。複数選択 40 問で各 2 点、不定選択というのは、何例正解があるかわからないというのが各 2 点で計 150 点ずつということで、実は、これは ABC というランクがありまして、それは皆できるのですが、BC 以降は、少数言語の人とか、そういう資格で、全国で全部やれません。全国でやれるのは、ここの出身学部が学部卒以上、法学部に限られません。360 点取れば、A 種の資格証書と一応なっています。それも、**対抗伝導**と言うのですか、講師のための単位を書いたものが、この時期に出されるようです。国際法では、これだけの範囲が試験範囲だったというふうに書かれております。日本とそんなに変わらないと思いますが、国際環境保護だとか、国際法の法律責任制度の新発展とか言うのは、恐らく **Liability** のことを思いますが、こういう範囲まで含めたり、国際人権法、戦争犯罪、結構広い範囲まで問うています。

短答式がどんな問題かなと言うと、結構、最近のものが出ています。2009年の択一では、海賊ですね。2010年は1問、もっと新しいのがありました。この中から1問だけ選べというもので、後でやってみてください。

それから、同じく複数選択式の問題ですね。これはそんなに難しい問題ではないと思いますけれども、人工衛星についての問題が出ています。シラバスというのは、実は百度（バイド）を見ても出ておりません。ということで、うちの学生のお父さんとか、そういう者に聞いて、少し引っ張り出して来てもらって、大学の先生もいますので、中国語をもらって、それを学生に翻訳してもらったので、必ずしも正しいとは言えないのですが、実は少しよくわからないのです。ここでは、精華大学、それと山東大学威海分校というところと、それから青陵（せいりょう）大学の3つが入手できたので、それを見てみると、例えば精華の場合は、学部のもので総時間51学時と書いています。精華大学及び中国では、だいたい1時間が45分という構成のようです。学分というのは、単位だそうで、3単位もの、この点ではアメリカと同じ3単位ものが多いということです。通常、この3学分と呼んでいますが、3単位48学時、1時間45分、これがだいたい標準的なものということですが、場合によっては、工学専門で2学分、32学時というふうになっているんですが、シラバスは、だいたいここに書いているような課程的地位だとか、性質、任務、課程とその他の専門課程の関係とか言っているのですが、内容が、先ほどの司法試験の要綱にだいたい沿ったものになっているところが多いようです。例えば、非常に多いところでは、少し古いのですが山東大学の2005年のものを見ると、位置づけは、国際法は、専門基礎という位置づけで、その前に法理学とか憲法をやっていないと行けないのですが必修です。その上に国際経済法、国際海洋法、国際環境法等が開講されるシステムになっていまして、第5セメスターにだいたい配置をされています。ここが4単位で、そうすると1単位当たり16学時で行くこととなります。本当はこんな数にならないのですが、何故か72学時を置いています。とても単元を追っていけないので、それをどこかで増やしているのだろうか。やはり日本と同じように、講義中心のところが多いようですけれども、双方向、あるいは答案練習、こういったものもあるようです。

今、これは中国政法大学で、少し見て訳したら随分かかったのですが、シラバス自体が58ページという大部のもので、ここに国際法を学ぶ意義というのが書いてあるんですね。黄色いところは必須になっているのですが、従来、グローバリゼーションの中で、単に国際法の専門家だけではなくて、すべての国家職員及び国民が了解すべき常識だと。経済のグローバリゼーションにおいて、国際法を勉強し理解することができない場合は、対外政治、経済、文化などの交流を行う上で不敗の立場、これも中国らしいと思うのですが、国家権力及び利益を有効に維持することができなくなる。従って、国際法を深く理解できない場合には、どのような方面から、どのような形式による覇権主義に対しても法的に対抗できず、国際の調和的社會を完全に成立させることも困難になる。従って、現在では、国家の国民文化の水準は、国際法の普及程度により判断される。書いた先生の思いもある

のだろうと思いますが、こういう一種の意気込みと言うんですか、こういうもので国際法教育にあたるというところがかなり強く出ております。

それから**教学**内での位置づけも、日本でもこれは通常言っていることですがけれども、基礎としてこういうものを学んだ上で、更に専門を深めて欲しいということが書かれているということです。54 学時の内訳なのですがけれども、カリキュラムの内容、目次は我々がやっているものをそれほど大きく違わないと思います。ただ、大学によって、少し重点が違うのかもわからない。しかし、置く科目はみな基本的に司法試験の公試とほぼ対応するように科目の配列を行っているということです。これもいちいち時間がありませんので、見ていただいたらわかるかと思います。

その中にも国際人権法も現在では含まれております。この重点を、例えば政法は2学時しか使わないけれども、精華は9学時、山東でも9学時置くというように、このあたりは少し違いが出てくるのかなと思います。

これは政法大学の宿題例です。APUは宿題というのはあまり出しませんが、だいたい日本の学部教育で出しているものが必ず教科書内シラバスの中にずっと書かれていて、学生は自学自習、練習をするようにされているという…それから最近の北京大学の大学院の入学試験例ですが、ほとんど国際法に関連する専門試験と言うんですが、総合Aと総合Bがあって、総合Aの方は、どうも国際法の公法に関係し、総合Bの方は、どちらかと言うと国際経済法に関連する法で、2004年に出されている問題は、国際公法では、国際条約が中国法の国内裁判所において直接適応が可能か、あるいは先占と時効の区別がどのようなものかとか、といった問題ですね。一行問題と言うのですが、これが国際法だけではなくて、憲法も一問簡述、分析、行政法も一問簡述、こういうふうに刑法、憲法、行政法、国際法、刑事訴訟を受けなければ国際法専門試験には通らないというふうになっておりますので、結構、きついのかなと思います。ただ2007年になると、微妙に違うは、問題数が減っていることです。これはやはり少し難しくなったのか、学生の易化現象が起こっているのか、何かあると思いますけれども、直接聞いていませんので、その原因はわかりません。そういうところから、特色でやっている中国の場合は、国家司法公試の影響が非常に大きいのではないかと。国際法の試験範囲が設定されているということで、だいたいこれをやると。シラバスもだいたい司法公試の要綱に従って構成されているように思います。

それから、標準は3単位48学時、2,160時間という時間を標準にしてありますが、実際のシラバスを見ると、これよりも授業回数が多いものがある。ただそれがどうなっているのかはよくわかりません。少しお父さんを通じて教学部長に聞いて下さいよと言ったら、本当に聞いてくれていたんですが、それは学部長もわからないというふうに言われたそうです。

韓国のほうは、もっと私もよくわからないので、むしろこれからということになるのですが、学生さんが一人、法学部の専門科ではないのでわかりません。授業にちゃんと出ている学生から移させてもらったのですが、ソウル大学の先生の名前を出すのは失礼なので、

実は皆さんのレジュメには、その名前は書いてありません。ここでも3単位です。韓国では通常時間は50分を標準というふうに伺いました。だから3単位ものと、1週だいたい3回ぐらいの授業が多い場合にはあるということで、15週で、これは日本と同じようです。扱う内容も、先ほどとそれほど違っていないように思います。やはりテキストブックは国際法のテキストを使いながら、国際法判例とか、韓国の判例国際法とか、こういうものを合わせて、評価方法も、かなり先生によって違いはありますけれども、それほど日本と大きく違わない。ただ日常とか課題というものがかなり課されているというのは事実のようです。

それからもう一つの、これは学部にしては少し中身が高度かなと思いますので、三四回生のゼミくらいにならないと、特に国際法の断片化を学部教育でやるようになるというのは、これは少し早すぎるというふうにも思うんですが、ここではHarrisを使っているの、おそらく授業そのものは英語というふうには書いていませんでしたので、ハングルでやっているかもしれませんが、使っているのは、もう英語でという、こういう状況がわかります。それから教科書が誰のだというのわからないのですが、学生が持ってきたもので、例えば、イ・ビョンジョ先生、共著ですが、この先生のものを見ると、9版ですから、相当版を重ねており、よく使われているということだと思います。

後2分ですので、ここのゼット、国際法の方はどういうものが出ているかということと、構成の仕方を見ていただければ基本はもうわかると思います。それほど日中韓、違うものではないというふうに…そういう意味では、単位は3単位と比較的多くて50分ということですが、ここで取り上げている内容は、基本的には日本と変わらないんですが、やはり教科書では戦争法、国際人道法、中立法に相当スペースが裂かれている。これはやはり韓国の置かれている状況というのを、如実に反映しているものだろうというふうに思います。ただ調べたかったけれどもわからなかったのは、新しいLaw Schoolが始まって、国際法教育がどう今後韓国で変わっていくのか、という点はわかりませんでした。Law SchoolなどGoogleを使って、色々な方法で調べたんですが、これは少しつかめませんでしたので、また皆さんのほうで、こういうのがあるよというのがあったら教えていただきたいと思いません。

併せて台湾の教科書もここに一つの例を挙げております。

やはり一つ特徴的なのは、それぞれのテキストでの自国の扱い方で、少し見えにくくて失礼しますが、例えば中国では、各單元の中で、中国のことについて相当のページ数を割いて書いてあります。これは人権も含めてそうですね。海洋法なんかでは、かなり専属経済区というのは、排他的経済水域ですけれども、これのブンカイも含めて、かなり特にスプラトリー (Spratly Islands) の辺りは非常に今、激しい状況になっているということについても、かなり学生に教えています。それから、韓国のテキストも同じです。やはりどこでも書くことですが、国際法と国内法の関係とか、それから韓国の場合は、当然、エイブンとの関係がありますので、こういった点にも、それから承認問題ですね。こういうと

ころにもかなり書いております。

台湾は、尖閣も含めてやはり海の問題記載が結構されております。

そういう点で、まとめというほどのものではないのですが、三単位教育と二単位教育のどちらを進めているというものではないのですが、ただ、中国、韓国、アメリカを通じて、1時間辺りの時間が非常に短いというのは、日本との違いです。日本の90分とか100分は、そんなに持たせているのかというのは、難しいところですが、これを短くして効率を上げるということなのかはよく分かりません。それから、出来ているのかどうかは別として、系統履修というものをかなり問題にしている。この辺りを、我々のところで2単位ものになって、つまみ食いが多くなってというのはよく聞きますが、きちんと立て直すということが、一つの課題になっているのではないかというふうに思います。そういう点では、学生との話の中で、こういうところに特徴を見て、いや、もう少し体系的にこれは調べてみないと、近隣諸国の国際法教育というのは本格化しているし、それは司法公試＝司法試験、だけではないと思いますけれども、やはり Law School 化という動きの中で、どこにでも生じてきている問題ではないかと思います。

そういったふうに強く感じたというところで、十分なまとめになりませんが、私のほうの報告とさせていただきます。どうもありがとうございます。